

おおいた子育て応援パスポート協賛規約

「おおいた子育て応援パスポート事業（以下「事業」という。）」では、子どもや子育てを応援する意欲をお持ちの地域の店舗や事業所等のご協力により、子育て応援の多様なサービスを提供することで、社会全体で子育て世帯を支援する機運を醸成していきます。

本事業への協賛を希望される店舗等の皆様には、こうした本事業の趣旨をご理解頂くとともに、この規約に記載する内容をご確認頂き、同意の上、協賛の申込をして頂きますようお願い致します。

（目的）

第1条 このおおいた子育て応援パスポート協賛規約（以下「規約」という。）は、本事業への協賛を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とするものです。

（定義）

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者 大分県（以下「県」という。）に在住している、妊婦または18歳に達した後最初の3月31日を迎えるまでの子どものいる子育て世帯を構成する者をいいます。
- (2) 子育て応援店 本事業への協賛の登録を行い、利用者に独自に設定する子育て支援サービスを提供する店舗又は施設（以下「店舗等」という。）をいいます。
- (3) 子育て支援サービス 子育て応援店が独自に設定するサービスをいい、次のとおり区分します。
 - ア お得なサービス（商品の割引、粗品の提供等）
 - イ フレンドリー・メニュー（おむつ替えスペース、授乳スペース、子ども用トイレ、ミルクのお湯の提供、手荷物の預かり等）
- (4) おおいた子育て応援パスポート 県が利用者の証として発行するもので、子育て応援店に提示することにより、子育て支援サービスを受けることができるものをいいます。
- (5) 協賛ステッカー 本事業の子育て応援店であることを表示するために、県が交付するものをいいます。
- (6) おおいた子育て応援パスポートサイト 子育て応援店が子育て家庭に提供するサービス内容を情報発信することを主な目的として県が運営するホームページをいいます。

（協賛登録の対象店舗等）

第3条 子育て応援店は、原則として県内に所在する店舗等に限り、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、子育て応援店として登録することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第

2条に該当するもの又はこれに類するもの

- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- (3) 暴力団が関連するもの、その他反社会的勢力の関連するもの
- (4) その他、本事業の趣旨にそぐわないと県が認めるもの

(子育て応援店の登録の手続き)

第4条 子育て応援店としての登録を希望する店舗等は、おおいた子育て応援パスポートサイトにより県に申込みを行います。

- 2 県は、店舗等が、第1項に定める申込みを行った時点で、県と店舗等との権利義務関係について定める本規約の内容に同意したものとみなします。
- 3 県は、申込み内容を審査の上、子育て応援店として適当であると認めた場合は登録を行い、子育て応援店へ協賛ステッカー等を交付します。

(子育て支援サービスの提供)

第5条 子育て応援店は、利用者がおおいた子育て応援パスポートを提示することにより、協賛登録した内容による子育て支援サービスを提供することとします。

また、子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参画している都道府県のパスポートを利用している者がパスポートを提示した場合も、同サービスを提供することとします。

- 2 子育て応援店は、おおいた子育て応援パスポート以外の方法を併用して利用者であることを確認したり、利用条件を設けたりすることができます。
- 3 実施に関し必要な費用は、子育て応援店が負担するものとします。

(子育て応援店の責務)

第6条 子育て応援店は、次の各号に定める事項を遵守し、協賛登録内容について一切の責任を負うものとします。

- (1) 本規約の内容を遵守すること。
- (2) 協賛ステッカーの複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
- (3) その他、協賛を行うことに関し、県、利用者等に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為をしてはならないこと。

(登録事項の変更)

第7条 子育て応援店は、子育て支援サービスの内容などについて変更しようとするときは、おおいた子育て応援パスポートサイトにより県に申請するものとします。

(登録の廃止)

第8条 子育て支援サービスを廃止しようとするときは、おおいた子育て応援パスポートサイトにより県に申請するものとします。

(子育て応援店の登録の取消し)

第9条 県は、次の各号に該当する場合には、子育て応援店としての登録取り消し及びおおいた子育て応援パスポートサイトに掲載中の情報の削除を行うことができるものとします。

(1) 協賛規約に違反した場合

(2) その他、子育て応援店の協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと県が判断した場合

(個人情報の保護)

第10条 県は、協賛店舗情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、大分県個人情報保護条例（平成13年12月25日大分県条例第45号）に基づき、適正に取扱うこととします。

(事業の停止)

第11条 県は、子育て応援店に事前に通知することなく、本事業を停止する場合があります、子育て応援店は予めその旨を承諾したものとします。

(免責事項)

第12条 県は、子育て応援店と利用者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して子育て応援店に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

(規約の追加・変更)

第13条 県は、子育て応援店からの同意を得ることなく、本規約を追加・変更する場合があります。子育て応援店は予めその旨を承諾したものとします。

附則

この規約は、平成28年9月1日から施行する。